

商工会議所簿記検定試験出題区分表の改定について

平成 18 年 12 月 25 日

1. 基本的な考え方

日本商工会議所では、簿記検定試験の出題の基礎的な指針として、「商工会議所簿記検定試験出題区分表」(以下「区分表」と略す)を昭和 34 年 9 月に制定しておりますが、企業会計を取り巻く環境の変化に的確に対応すべく、「区分表」を改めて見直し、平成 18 年 4 月に、これまでの会計諸基準の設定・改訂および関係法令の制定・改正等を踏まえ、出題区分表を改定いたしました。

ところが、平成 17 年 6 月 29 日に参議院で可決され成立した会社法(平成 17 年法律第 86 号)が制定され、その施行日が平成 18 年 5 月と定められたことから、その適用を平成 19 年 4 月とすることといたしておりましたが、今回、同法等に対応する修正を行う必要が生じたところです。

したがって、今回の出題区分表による試験の施行および出題の時期については、平成 19 年 4 月 1 日より適用(平成 19 年 6 月施行の第 116 回検定試験から適用)することとします。

2. 主な改定事項

(1)「商業簿記・会计学」

| 出題項目 | 改定内容 | 趣 旨 |
|--|---|--|
| 第一の 1 . ア . 資産、負債、および資本(純資産) (注 1) | 4 級の「ア. 資産、負債、および資本(純資産) (注 1)」を「ア. 資産、負債、および純資産(資本)」とし、「(注 1)」を削除。 | 企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」の公表に伴い、純資産の部が新たに導入されたため、純資産概念を資本概念よりも優先して取り扱うこととした。 また、会社法の施行日(平成 18 年 5 月)の都合上、平成 18 年度の適用を見送っていた旨の(注)の表記を削除し、平成 19 年度から適用するため。 |
| 第二の 8 . エ . 仕入および売上の 返品、値引 | 2 級に「割戻」を追加。 | 過去における出題実績を考慮して、出題範囲に含まれていることを明示した。 |
| 第二の 1 2 . ケ . 減損 | 1 級の「ケ. 減損」を「1 4 . 固定資産の減損」に変更。 | 減損は、有形・無形に拘わらず固定資産の減損として出題することを明示した。 |
| 第二の 1 3 . 無形 固定資産 | 1 級「ソフトウェア」を「イ. ソフトウェア」とし、2 級に「ア. のれん」を追加。 | 無形固定資産における出題項目として、のれんが含まれていることを明示した。 |
| 第二の 1 5 . ウ . 新株発行費 | 2 級の「ウ. 新株発行費」を「ウ. 株式交付費」に変更。 | 実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の公表に伴い、新株の発行や自己株式の処分にかかわる費用は株式交付費とすることとされたため。 |
| 第二の 1 5 . エ . 社債発行差金 | 2 級の「エ. 社債発行差金」を削除。これに伴い、「オ. 社債発行費」を「エ. 社債発行費等」に変更。 | 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の公表により、社債は償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならないため。 また、実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の公表に伴い、社債発行費は、社債のほかにも新株予約権の発行に係る費用も含めて、社債発行費等とすることとされたため。 |
| 第二の 1 5 . カ . 開発費など | 「カ. 開発費など」を「オ. 開発費」に変更。 | 実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の公表に伴い、その他の繰延資産の項目は認められないため。 |
| 第二の 1 8 . 資本 | 「資本」を「純資産(資本)」に変更 | 企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」の公表に伴い、純資産の部が新たに導入されたため、純資産概念を資本概念よりも優先して取り扱うこととした。 |
| 第二の 1 9 . | 「広告宣伝料、交通費」を「広告宣伝費、旅 | 「許容勘定科目表」における標準的な勘定科 |

| | | |
|---------------------------------------|---|--|
| 収益と費用 | 費交通費」に変更。 | 目に統一した。 |
| 第三の２． 精算表 | ３級の「(8桁、10桁)」から「10桁」を削除。 | 過去の出題実績が乏しいため、削除した。 |
| 第三の３． 決算整理 | １級の「(その他有価証券の評価替など)」を「(その他有価証券の評価替え、社債発行費等の利息法による償却など)」に変更。 | 実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の公表に伴い、社債発行費等は社債の償還までの期間にわたり利息法により償却されるが、利息法による償却は１級の出題範囲であることを明示した。 |
| 第三の５．イ． 未処分利益勘定、 未処理損失勘定 | ２級の「未処分利益勘定、未処理損失勘定」を「繰越利益剰余金勘定への振替」に変更。 | 会社法および会社計算規則の制定に伴う修正。 |
| 第三の10．株主 資本等変動計算書 | ２級の「10 株主資本等変動計算書 (注2)」から「(注2)」を削除。 | 会社法の施行日(平成18年5月)の都合上、平成18年度の適用を見送っていた旨の(注)の表記を削除し、平成19年度から適用するため。 |
| 第三の11．財務 諸表の注記 | １級の「11．財務諸表の注記」を「11．財務諸表の注記・注記表」に変更。 | 会社計算規則の制定に伴い、新たに注記表が計算書類に追加されたため。 |
| 第三の14．中間 財務諸表(四半 期・半期)、臨時決 算 | １級の「14．中間財務諸表」を「14．中間財務諸表(四半期・半期)、臨時決算」に変更。 | 金融商品取引法(旧証券取引法)などによって四半期財務報告が導入されているため。また、会社法のもとでは、臨時決算を行うことが認められているため。 |
| 第四の1．キ． 株式消却 | １級の「キ．株式消却」を削除。これに伴い、「ク．株式分割」を「キ．株式分割」に変更。 | 会社法では、株式の消却は自己株式の消却に一本化されたため。 |
| 第四の2．ア． 資本準備金 | １級の「ア．資本準備金の取崩」を「ア．資本準備金の減少」に変更。 | 会社法では、株主資本の項目に関して、「取崩」とは呼ばずに「減少」という用語を用いているため。 |
| 第四の2．イ． その他資本剰余金 | １級の「イ．その他資本剰余金」に「」印を付して２級の試験範囲に変更。 | 簡便なものは２級でも出題することを明示した。 |
| 第四の3．ア． 利益準備金 | １級の「ア．利益準備金の取崩」を「ア．利益準備金の減少」に変更。 | 会社法では、株主資本の項目に関して、「取崩」とは呼ばずに「減少」という用語を用いているため。 |
| 第四の3．イ． その他利益剰余金 (注3) | ２級の「イ．その他利益剰余金(注3)」から「(注3)」を削除。ならびに１級の「任意積立金の取崩」を「任意積立金の減少」に変更。 | 会社法では、株主資本の項目に関して、「取崩」とは呼ばずに「減少」という用語を用いているため。 |
| 第四の4．剰余金 の配当など(注 4) | ２級の「剰余金の配当など(注4) ア 剰余金の配当 イ 剰余金の処分」を「剰余金の配当など ア 剰余金の配当 イ 剰余金の処分」に変更。ならびに１級の「(注5) 中間配当」を「分配可能額の算定」に変更。 | 会社法の施行日(平成18年5月)の都合上、平成18年度の適用を見送っていた旨の(注)の表記を削除し、平成19年度から適用するため。また、中間配当は、剰余金の配当に含まれるため削除し、同時に分配可能額の算定の重要性に鑑み、出題範囲に明示した。 |
| 第四の5． 自己株式 | １級の「5．自己株式」を「5．自己株式・自己新株予約権」に変更。 | 自己新株予約権も出題範囲に含まれることを明示した。 |
| 第四の9． 社債 | ２級に「ウ．期末評価(定額法)」を、１級に「(利息法)」を追加。 | 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の公表により、社債は償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならないが、２級は簡便な定額法のみとし、利息法は１級の出題であることを明示するため。 |
| 第六の3． 連結調整勘定 | １級の「3．連結調整勘定」を「3．のれん」に変更 | 「企業結合に係る会計基準」の適用に伴う措置。 |
| 第七の2． 商法、会社法、商 法施行規則、会社 | １級の「2．商法、会社法、商法施行規則、会社法施行規則、会社計算規則および財務諸表等規則などの企業会計に関する法令(注 | 会社法の施行日(平成18年5月)の都合上、平成18年度の適用を見送っていた旨の(注)の表記を削除し、平成19年度から適用す |

| | | |
|---|-----------------|------|
| 法施行規則、会社計算規則および財務諸表等規則などの企業会計に関する法令（注6） | 6)」から「（注6）」を削除。 | るため。 |
|---|-----------------|------|

（2）「許容勘定科目表」

| A欄の表記 | 改定内容 | 趣 旨 |
|-----------------------------|--|--|
| 資産の部のれん開業費 | 削除。 | 「企業結合に係る会計基準」の適用に伴い、のれんと表示することとなったため。開業準備費勘定は、過去において出題実績が乏しく、近年あまり用いられていないため。 |
| 資本(純資産) | 「資本(純資産)」を「純資産(資本)」とし、「」を削除。 | 企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」の公表に伴い、純資産の部が新たに導入されたため、純資産概念を資本概念よりも優先して取り扱うこととした。 また、会社法の施行日(平成18年5月)の都合上、平成18年度の適用を見送っていた旨の(注)の表記を削除し、平成19年度から適用するため。 |
| 資本(純資産)の部合併差益 | A欄「合併差益」のB欄「資本準備金」を「資本準備金、または その他資本剰余金」に変更 | 会社法および会社計算規則の制定に伴い、組織再編行為に際し、対価の時価から資本金および資本準備金の増加額を控除した額は、その他資本剰余金として処理されるため。 |
| 資本(純資産)の部未処分利益繰越利益未処理損失繰越損失 | 削除。 | 会社法および会社計算規則の制定に伴い、損益勘定において求められた当期純利益または当期純損失は、繰越利益剰余金勘定に振り替えられるが、一定の要件を充たせば剰余金の配当等をいつでも、何度でも行えるようになったので、従来のように利益処分の前と後とを区別する必要がなくなったため。 |
| 費用の部広告宣伝費 | B欄「広告料、宣伝費」を「広告費、広告料、宣伝費」に変更。 | 広告費勘定を用いることも許容できるため。 |
| 費用の部支払利息手形売却損 | 削除。 | 「金融商品会計に関する実務指針」によれば、手形の割引によって手形に対する支配は移転したものと考えられるので、手形売却損勘定のみを用いるのが妥当であるため。 |
| 費用の部のれん償却開業費償却社債発行差金償却 | 削除。 | 「企業結合に係る会計基準」の適用に伴い、のれんと表示することとなったため。開業準備費勘定は、過去において出題実績が乏しく、近年あまり用いられていないため。また、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の公表により、社債は償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とされ、社債発行差金勘定は用いられないため。 |